

(仮称) 宇都宮市幼保連携型認定こども園の学級の編制, 職員, 設備及び運営に関する基準を定める条例の項目 (案)

項目	新制度基準
学級の編制の基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 満3歳以上の園児は, 学級を編制する。</li> <li>・ 園児数は, 1学級35人以下を原則。</li> <li>・ 年度の初日前日に同年齢の園児での編制を原則。</li> </ul>
職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各学級ごとに担当する専任の保育教諭等を1人以上必置。 (専任の副園長・教頭等が兼任可, 専任の助保育教諭・講師が限定的に代替可。)</li> <li>・ 調理員を必置 (調理業務の全部を委託する場合は不要)。</li> </ul>
職員 (職員数)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 0歳児 (園児数3人: 1人)</li> <li>・ 1・2歳児 (6: 1)</li> <li>・ 3歳児 (20: 1)</li> <li>・ 4・5歳児 (30: 1)</li> <li>・ 常時2人以上。</li> </ul>
園舎及び園庭 (園舎面積)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 以下の面積を合計した面積以上とする。 満3歳以上の園児: 幼稚園基準の面積 満3歳未満の園児: 保育所基準の面積</li> <li>・ 各居室の面積は, 保育所基準による面積以上。</li> </ul>
園舎及び園庭 (園庭面積)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 以下の面積を合計した面積以上とする。 満3歳以上の園児: 幼稚園基準と保育所基準の大きい方の面積 満2歳の園児: 保育所基準の面積</li> </ul>
園舎及び園庭 (共通)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必ず設置</li> <li>・ 同一の敷地内又は隣接することが原則。</li> </ul>

項目	新制度基準
園舎に備えるべき設備 (教室, 保育室等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>以下の設備を必ず備える。 職員室, 保健室(兼用可), 保育室, 遊戯室(兼用可), ほふく室又は乳児室, 調理室, 便所, 飲料用設備, 手洗用設備及び足洗用設備</li> <li>保育室の数は, 学級数を下回ってはならない。</li> </ul>
園舎に備えるべき設備 (給食の外搬等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>外部搬入について, 保育所基準と同様。</li> <li>提供人数(20人以下)による特例あり。</li> </ul>
園舎に備えるべき設備 (園舎の階数, 保育室等の設置階)	<ul style="list-style-type: none"> <li>園舎の階数は2階建以下を原則。(特別の事情により3階建以上も可。)</li> <li>保育室等は原則1階に設置(一定の基準を満たす場合2階でも可)</li> <li>満3歳未満の子どもに係る保育室等については, 耐火建築物で保育所で求められている待避設備等を備える場合は, 3階以上に設置可。</li> </ul>
教育及び保育を行う期間及び時間 (教育・保育時間)	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎学年の教育週数は, 39週を下回らない。</li> <li>教育に係る標準的な一日あたりの時間は, 4時間とする(ただし, 園児の発達程度, 地域の実態, 季節等に配慮する。)</li> </ul>
教育及び保育を行う期間及び時間 (教育・保育時間)	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育が必要な子どもに対する, 1日の教育及び保育の時間は, 原則8時間。</li> </ul>
食事の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育を必要とする園児に対し, 自園調理による食事提供を行う義務(外部搬入の特例あり。)</li> </ul>

項目	新制度基準
人格の尊重	<p>・保育所基準を準用</p>
職員の資質向上, 研修機会の確保	
平等取扱い, 虐待・懲戒, 権限濫用の禁止, 秘密保持等	
苦情への対応	
家庭との 連絡・連携	

(仮称) 宇都宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の項目(案)

・ 共通項目

項目	新制度基準
最適基準と家庭的保育事業者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭的保育事業者等は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。</li> <li>・最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている家庭的保育事業者等においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。</li> </ul>
家庭的保育事業者等の一般原則	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。</li> <li>・家庭的保育事業者等は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、当該家庭的保育事業等の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。</li> <li>・家庭的保育事業者等は、自らその行う保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</li> <li>・家庭的保育事業者等は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。</li> <li>・家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）には、児童福祉法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。</li> <li>・家庭的保育事業所等の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。</li> </ul>
保育所等の連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭的保育事業者等（居宅訪問型事業者を除く）は、保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育又は保育が継続されるよう、連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園を適切に確保しなければならない。ただし、離島など連携施設の確保が困難と認めるものについてはこの限りではない。</li> </ul> <p>①保育内容の支援 ②職員の病気などによる代替保育の提供 ③保育提供終了後の連携施設での教育又は保育の提供</p>
非常災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・軽便消火器等の消火用具、非常口など非常災害に必要な設備を設け、災害対策計画を立て、注意と訓練をするよう努めなければならない。</li> <li>・避難訓練、消火訓練は少なくとも毎月1回実施しなければならない。</li> </ul>

項目	新制度基準
職員の一般的要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健全な心身，豊かな人間性と倫理観，児童福祉事業に熱意のある者であって，できる限り，児童福祉事業の理論及び訓練を受けた者</li> </ul>
職員の知識及び技能の向上等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常に自己研鑽に励み，事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得，維持及び向上に努めなければならない。</li> <li>・家庭的保育事業者等は，職員に対して，資質の向上のための研修機会を確保しなければならない。</li> </ul>
他の社会福祉施設等併せて設置するときの設備及び職員の基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他の社会福祉施設等を併せて設置するときは，必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。ただし，保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については，この限りでない。</li> </ul>
平等の原則	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用乳幼児の国籍，信条，社会的身分又は利用に要する費用負担について差別的取扱いをしてはならない。</li> </ul>
虐待等の禁止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用乳幼児に対し，児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為，当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為の禁止</li> </ul>
権限の濫用禁止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関し利用乳幼児等の福祉のために必要な措置を採るときはしてはならない。身体的苦痛を与え，人格を辱める等その権限の濫用禁止</li> </ul>
衛生管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用設備，食器等又は飲用に供する水の衛生的な管理に努め，必要な措置を講じなければならない。</li> <li>・感染症又は食中毒の発生又は，まん延防止のための必要な措置に努めなければならない。</li> <li>・必要な医薬品その他医療品を備え，適正管理をしなければならない。</li> <li>・居宅訪問型保育事業者は，職員の清潔の保持及び健康状態の必要な管理と設備及び備品の衛生的管理に努めなければならない。</li> </ul>

項目	新制度基準
食事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業所内提供（家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等と併せて設置する場合は、その施設の調理室での調理を含む）</li> <li>・ 献立は、できる限り、変化に富み、健全な発育に必要な栄養量を含む。</li> <li>・ 食品の種類及び調理方法について栄養並びに身体的状況及び嗜好を考慮すること。</li> <li>・ 調理は献立に従い行うこと。</li> <li>・ 食を営む力の育成に努めなければならない。</li> </ul>
食事の提供の特例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 搬入施設 <ul style="list-style-type: none"> <li>①連携施設（保育所、幼稚園、認定こども園）</li> <li>②家庭的保育事業者等の同一・関連法人が運営する小規模保育事業、事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等</li> <li>③学校給食法に規定する共同調理場（離島その他の地域で搬入施設の確保が困難な場合に限る。）</li> </ul> </li> <li>①②③から搬入可能、ただし、必要な調理のための加熱、保存等の調理機能の設置しなければならない。</li> <li>・ 搬入ができる要件は、以下の事項要件を満たすこと <ul style="list-style-type: none"> <li>①管理者が必要な注意が果たせる体制及び調理業務の受託者との契約内容の確保</li> <li>②保健所、市町村等の栄養士により、献立等について指導が受けられる体制等の必要な配慮</li> <li>③調理業務を適切に遂行できる能力を有する者</li> <li>④アレルギー、アトピー等への配慮等に適切対応</li> <li>⑤食育に関する計画に基づき食事提供に努める。</li> </ul> </li> </ul>
利用乳幼児及び職員の健康診断	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならない。</li> <li>・ 児童相談所等の乳幼児については、当該施設で受けていた場合は、健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合は、児童相談所等での健康診断の結果を把握しなければならない。</li> <li>・ 健康診断した医師は、診断結果により、保育の提供又は入所措置を解除又は停止する手続きするよう勧告しなければならない。</li> <li>・ 職員の健康診断については、調理者につき、綿密な注意を払うこと。</li> </ul>
内部規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の運営の重要事項の規定義務 <ul style="list-style-type: none"> <li>①事業目的及び運営方針</li> <li>②保育内容</li> <li>③職員の職種、員数及び職務内容</li> <li>④保育提供日及び時間並びに提供しない日</li> <li>⑤保護者からの受領費用の種類、支払請求理由及び額</li> <li>⑥乳児、幼児の区分ごとの利用定員</li> <li>⑦利用開始、終了に関する事項及び利用の留意事項</li> <li>⑧緊急時等の対応方法</li> <li>⑨非常災害対策</li> <li>⑩虐待防止のための措置に関する事項</li> <li>⑪その他</li> </ul> </li> </ul>

項目	新制度基準
帳簿	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員，財産，収支及び利用乳幼児の処遇状況を明らかにする帳簿の整備義務</li> </ul>
秘密保持	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 正当な理由がなく，業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の必要漏洩禁止</li> <li>・ 過去の職員が，秘密漏洩をしないように必要な措置を講じる義務</li> </ul>
苦情対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 苦情に迅速かつ適切に対応するために，苦情窓口の設置等の必要な設置義務</li> <li>・ 保育内容について，市町村から指導，助言を受けた場合は，必要な改善を行う義務</li> </ul>

(仮称) 宇都宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の項目 (案)

・家庭的保育事業

項目		新制度基準
提供場所		・家庭的保育者の居宅その他場所（児童の居宅は除く）で、以下の基準を満たし、市町村長が適当と認める場所
設備の基準		・専用室 ・調理設備及び便所 ・採光、照明及び換気設備 ・屋外遊戯等に適した広さの庭（代替地も可）
面積		【専用室】 部屋面積は9.9㎡（乳幼児が3人を超える場合は、超える人数1人につき3.3㎡を加えた面積）以上 【屋外遊戯場】 満2歳以上1人につき3.3㎡以上
耐火基準		・火災報知機及び消火器の設置、消火訓練及び避難訓練の定期的実施
職員	配置	・家庭的保育者 ・家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5人以下とする。
	資格	・家庭的保育者は、市町村長が行う研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める次の①②のいずれにも該当する者 ①保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者 ②児童福祉法第18条の5各号（欠格事由）及び同法第34条の20第1項第4号（養育里親の欠格事由）に該当しない者
	調理員	・必置。ただし、以下のいずれかに該当する場合は、調理員を設置しないことができる。 ①調理業務の全部委託 ②共通項目の【食事の提供の特例】と同じ
	嘱託医	・必置



給食	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業所内提供（家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等と併せて設置する場合は、その施設の調理室での調理を含む）</li> <li>・ 搬入施設 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 連携施設（保育所、幼稚園、認定こども園）</li> <li>② 家庭的保育事業者等の同一・関連法人が運営する小規模保育事業、事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等</li> <li>③ 学校給食法に規定する共同調理場（離島その他の地域で搬入施設の確保が困難な場合に限る。）</li> </ul> </li> <li>①②③から搬入可能、ただし、必要な調理のための加熱、保存等の調理機能の設置しなければならない。</li> <li>・ 搬入ができる要件は、以下の事項要件を満たすこと <ul style="list-style-type: none"> <li>① 管理者が必要な注意が果たせる体制及び調理業務の受託者との契約内容の確保</li> <li>② 保健所、市町村等の栄養士により、献立等について指導が受けられる体制等の必要な配慮</li> <li>③ 調理業務を適切に遂行できる能力を有する者</li> <li>④ アレルギー、アトピー等への配慮等に適切対応</li> <li>⑤ 食育に関する計画に基づき食事提供に努める。</li> </ul> </li> </ul>
連携施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育又は保育が継続されるよう、連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園を適切に確保しなければならない。ただし、離島など連携施設の確保が困難と認めるものについてはこの限りではない。</li> <li>① 保育内容の支援 ② 職員の病気などによる代替保育の提供 ③ 保育提供終了後の連携施設での教育又は保育の提供</li> </ul>
非常災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 軽便消火器等の消火用具、非常口など非常災害に必要な設備を設け、災害対策計画を立て、注意と訓練をするよう努めなければならない。</li> <li>・ 避難訓練、消火訓練は少なくとも毎月1回実施しなければならない。</li> </ul>
健康診断	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならない。</li> <li>・ 児童相談所等の乳幼児については、当該施設で受けていた場合は、健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合は、児童相談所等での健康診断の結果を把握しなければならない。</li> <li>・ 健康診断した医師は、診断結果により、保育の提供又は入所措置を解除又は停止する手続きをするよう勧告しなければならない。</li> <li>・ 職員の健康診断については、調理者につき、綿密な注意を払うこと。</li> </ul>
保育時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1日につき原則8時間</li> </ul>
保育の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育所保育指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して保育を提供しなければならない。</li> </ul>
保護者との連絡	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常に乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等について、その保護者の理解及び協力を得るよう努める。</li> </ul>

(仮称) 宇都宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の項目 (案)

・小規模保育事業

項目	新制度基準		
	A型 (分園型)	B型 (中間型)	C型 (グループ型)
規模	6人以上19人以下		6人以上10人以下
設備の基準	<p>【0・1歳児】 乳児室又はほふく室，調理設備，便所を必置                  【2歳以上児】 保育室又は遊戯室，屋外遊戯場（代替地含む），調理設備，便所を必置</p> <p>・乳児室又はほふく室，保育室，遊戯室には保育に必要な用具を備える。</p>		
面積	<p>【乳児室/ほふく室】 1人あたり3.3㎡以上                  【保育室/遊戯室】 1人あたり1.98㎡以上                  【屋外遊戯場】 幼児1人あたり3.3㎡以上</p>		<p>【乳児室/ほふく室】 1人あたり3.3㎡以上                  【保育室/遊戯室/屋外遊戯場】                  1人あたり3.3㎡以上</p>
耐火基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育室等を2階以上に設置する基準（2階に設置する場合は，①，②，⑥の要件に該当すること）</li> <li>①建築基準法に規定する耐火建築物又は準耐火建築物であること。</li> <li>②保育室の階に応じ，別表の施設は設備が1以上設けられていること。</li> <li>③別表に掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ，かつ，保育室等の各部分からの歩行距離が30m以下</li> <li>④調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。）以外の部分と調理設備の部分が建築基準法に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において，換気，暖房又は冷房の設備の風道が，当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。</li> <li>・スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものを設置</li> <li>・調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置の設置。かつ，外部への延焼防止の必要な措置</li> <li>⑤壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料</li> <li>⑥保育室等その他乳幼児が出入し，又は通行する場所に，乳幼児の転落事故を防止する設備の設置</li> <li>⑦非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。</li> <li>⑧カーテン，敷物，建具等で可燃性のものについては防災処理</li> </ul>		

項目		新制度基準		
		A型（分園型）	B型（中間型）	C型（グループ型）
職員	配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育士</li> <li>・職員の配置数は、0歳は概ね3:1、1歳～2歳児は概ね6:1、3歳児は概ね20:1、4歳児以上は概ね30:1の合計数に1人を加算した数以上</li> <li>・保育士の算定数にあたっては保健師又は看護師を1人に限り、保育士とみなす。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育士</li> <li>・その他保育に従事する職員</li> <li>・職員の配置数は、0歳は概ね3:1、1歳～2歳児は概ね6:1、3歳児は概ね20:1、4歳児以上は概ね30:1の合計数に1人を加算した数以上で、その内半数以上は保育士</li> <li>・保育士の算定数にあたっては保健師又は看護師を1人に限り、保育士とみなす。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭的保育者</li> <li>・家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5人以下とする。</li> </ul>
	資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育士</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育士</li> <li>・その他保育に従事する職員として市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む）を修了した者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭的保育者は、市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者</li> </ul>
	調理員	<p>必置。ただし、以下のいずれかに該当する場合は、調理員を設置しないことができる。</p> <p>①調理業務の全部委託 ②共通項目の【食事の提供の特例】と同じ。</p>		
	嘱託員	必置		
給食	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所内提供（家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等と併せて設置する場合は、その施設の調理室での調理を含む）</li> <li>・搬入施設 <ul style="list-style-type: none"> <li>①連携施設（保育所、幼稚園、認定こども園）</li> <li>②家庭的保育事業者等の同一・関連法人が運営する小規模保育事業、事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等</li> <li>③学校給食法に規定する共同調理場（離島その他の地域で搬入施設の確保が困難な場合に限る。）</li> </ul> </li> <li>①②③から搬入可能、ただし、必要な調理のための加熱、保存等の調理機能の設置しなければならない。</li> <li>・搬入ができる要件は、以下の事項要件を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①管理者が必要な注意が果たせる体制及び調理業務の受託者との契約内容の確保</li> <li>②保健所、市町村等の栄養士により、献立等について指導が受けられる体制等の必要な配慮</li> <li>③調理業務を適切に遂行できる能力を有する者</li> <li>④アレルギー、アトピー等への配慮等に適切対応</li> <li>⑤食育に関する計画に基づき食事提供に努める。</li> </ul> </li> </ul>			

項目	新制度基準		
	A型（分園型）	B型（中間型）	C型（グループ型）
連携施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育又は保育が継続されるよう、連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園を適切に確保しなければならない。ただし、離島など連携施設の確保が困難と認めるものについてはこの限りではない。</li> <li>①保育内容の支援 ②職員の病気などによる代替保育の提供 ③保育提供終了後の連携施設での教育又は保育の提供</li> </ul>		
非常災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 軽便消火器等の消火用具、非常口など非常災害に必要な設備を設け、災害対策計画を立て、注意と訓練をするよう努めなければならない。</li> <li>・ 避難訓練、消火訓練は少なくとも毎月1回実施しなければならない。</li> </ul>		
健康診断	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならない。</li> <li>・ 児童相談所等の乳幼児については、当該施設で受けていた場合は、健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合は、児童相談所等での健康診断の結果を把握しなければならない。</li> <li>・ 健康診断した医師は、診断結果により、保育の提供又は入所措置を解除又は停止する手続きするよう勧告しなければならない。</li> <li>・ 職員の健康診断については、調理者につき、綿密な注意を払うこと。</li> </ul>		
保育時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1日につき原則8時間</li> </ul>		
保育内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育所保育指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して保育を提供しなければならない。</li> </ul>		
保護者との連絡	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常に乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等について、その保護者の理解及び協力を得るよう努める。</li> </ul>		

(仮称) 宇都宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の項目 (案)

・ 居宅訪問型保育事業

項目		新制度基準
役割		<ul style="list-style-type: none"> <li>以下の保育を提供する。                             <ol style="list-style-type: none"> <li>①障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育</li> <li>②子ども・子育て支援法第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育</li> <li>③児童福祉法第24条第6項に規定する措置に対応するために行う保育</li> <li>④母子家庭等の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市町村が認める乳幼児に対する保育</li> </ol> </li> </ul>
設備及び備品		<ul style="list-style-type: none"> <li>必要な広さを有する専用区画の設置</li> <li>保育に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</li> </ul>
衛生管理		<ul style="list-style-type: none"> <li>保育に従事する職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。</li> <li>設備・備品について、衛生的な管理に努めなければならない。</li> </ul>
職員	配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭的保育者 1 : 1</li> </ul>
	資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村長が行う研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者                             <ol style="list-style-type: none"> <li>①保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者</li> <li>②児童福祉法第18条の5各号（欠格事由）及び同法第34条の20第1項第4号（養育里親の欠格事由）に該当しない者</li> </ol> </li> </ul>
連携施設		<ul style="list-style-type: none"> <li>障害・疾病等の乳幼児の保育を行う場合は、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、連携する障害児入所施設その他の市町村の指定する施設を適切に確保しなければならない。</li> </ul>

項目	新制度基準
健康診断	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員の健康診断については、調理者につき、綿密な注意を払うこと。</li> </ul>
保育時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1日につき原則8時間</li> </ul>
保育内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育所保育指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して保育を提供しなければならない。</li> </ul>
保護者との連絡	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常に乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等について、その保護者の理解及び協力を得るよう努める。</li> </ul>

(仮称) 宇都宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の項目 (案)

・事業所内保育事業

項目	新制度基準	
	【保育所型事業所内保育事業所】 (定員20名以上のもの)	【小規模型事業所内保育事業所】 (定員19名以下のもの)
利用定員の設定	<p>・利用定員に応じ、以下の乳児又は幼児の数を踏まえて市町村が定める乳幼児数以上の定員枠を設けなくてはならない。                      利用定員 : その他の乳児又は幼児の数                      1人～5人：1人、6人～7人：2人、8人～10人：3人、11人～15人：4人、16人～20人：5人、21人～25人：6人、                      26人～30人：7人、31人～40人：10人、41人～50人：12人、51人～60人：15人、61人～70人：20人、                      71人以上：20人</p>	
設備基準	<p>《0・1歳》                      ・乳児室又はほふく室、医務室、調理室（当該保育所型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。）、便所必置</p> <p>《2歳以上》                      ・保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（代替地含む）、調理室、便所必置</p> <p>・乳児室又はほふく室、保育室、遊戯室には、保育に必要な用具を備える。</p>	<p>《0・1歳》                      ・乳児室又はほふく室、調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所の設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。）、便所必置。</p> <p>《2歳以上》                      ・保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（代替地含む）、調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所の設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。）、便所必置。</p> <p>・乳児室又はほふく室、保育室、遊戯室には、保育に必要な用具を備える。</p>
面積	<p>《0・1歳》                      ・【乳児室】1人あたり1.65㎡以上                      【ほふく室】1人あたり3.3㎡以上</p> <p>《2歳以上》                      ・【保育室/遊戯室】1人あたり1.98㎡以上                      【屋外遊戯場】1人あたり3.3㎡以上</p>	<p>《0・1歳》                      ・【乳児室/ほふく室】1人あたり3.3㎡以上</p> <p>《2歳以上》                      ・【保育室/遊戯室】1人あたり1.98㎡以上                      【屋外遊戯場】1人あたり3.3㎡以上</p>



項目	新制度基準	
	【保育所型事業所内保育事業所】 (定員20名以上のもの)	【小規模型事業所内保育事業所】 (定員19名以下のもの)
耐火基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育室等を2階以上に設置する基準（2階に設置する場合は、①、②、⑥の要件に該当すること） <ul style="list-style-type: none"> <li>① 建築基準法に規定する耐火建築物又は準耐火建築物であること。</li> <li>② 保育室の階に応じ、別表の施設は設備が1以上設けられていること。</li> <li>③ 別表に掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からの歩行距離が30m以下</li> <li>④ 調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。）以外の部分と調理室の部分が建築基準法に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。</li> </ul> </li> <li>・ スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものを設置</li> <li>・ 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置の設置。かつ、外部への延焼防止の必要な措置 <ul style="list-style-type: none"> <li>⑤ 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料</li> <li>⑥ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備の設置</li> <li>⑦ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。</li> <li>⑧ カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについては防災処理</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小規模保育事業所A型の基準を準用</li> </ul>



項目		新制度基準	
		【保育所型事業所内保育事業所】 (定員20名以上のもの)	【小規模型事業所内保育事業所】 (定員19名以下のもの)
職員	配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育士</li> <li>・職員の配置数は、0歳は概ね3:1、1歳～2歳児は概ね6:1、3歳児は概ね20:1、4歳児以上は概ね30:1の合計数以上</li> <li>・ただし、2人を下回することはできない。</li> <li>・保健師又は看護師を保育士とみなす特例有り。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育士</li> <li>・保育に従事する職員として市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む）を修了した者</li> <li>・職員の配置数は、0歳は概ね3:1、1歳～2歳児は概ね6:1、3歳児は概ね20:1、4歳児以上は概ね30:1の合計数に1人を加算した数以上で、その内半数以上は保育士</li> <li>・保育士の算定数に保健師又は看護師を1人に限り、保育士とみなす。</li> </ul>
	資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育士</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育士</li> <li>・保育に従事する職員として市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む）を修了した者</li> </ul>
	調理員	必置。ただし、以下のいずれかに該当する場合は、調理員を設置しないことができる。 ①調理業務の全部委託 ②外部搬入	
	嘱託医	必置	
給食	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所内提供（家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等と併せて設置する場合は、その施設の調理室での調理を含む）</li> <li>・搬入施設               <ul style="list-style-type: none"> <li>①連携施設（保育所、幼稚園、認定こども園）</li> <li>②家庭的保育事業者等の同一・関連法人が運営する小規模保育事業、事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等</li> <li>③学校給食法に規定する共同調理場（離島その他の地域で搬入施設の確保が困難な場合に限る。）</li> </ul> </li> <li>①②③から搬入可能、ただし、必要な調理のための加熱、保存等の調理機能の設置しなければならない。</li> <li>・搬入ができる要件は、以下の事項要件を満たすこと。               <ul style="list-style-type: none"> <li>①管理者が必要な注意が果たせる体制及び調理業務の受託者との契約内容の確保</li> <li>②保健所、市町村等の栄養士により、献立等について指導が受けられる体制等の必要な配慮</li> <li>③調理業務を適切に遂行できる能力を有する者</li> <li>④アレルギー、アトピー等への配慮等に適切対応</li> <li>⑤食育に関する計画に基づき食事提供に努める。</li> </ul> </li> </ul>		

項目	新制度基準	
	【保育所型事業所内保育事業所】 (定員20名以上のもの)	【小規模型事業所内保育事業所】 (定員19名以下のもの)
連携施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連携施設の確保は、連携協力を求めることを要しない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育又は保育が継続されるよう、連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園を適切に確保しなければならない。</li> <li>①保育内容の支援 ②職員の病気などによる代替保育の提供 ③保育提供終了後の連携施設での教育又は保育の提供</li> </ul>
非常災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・軽便消火器等の消火用具、非常口など非常災害に必要な設備を設け、災害対策計画を立て、注意と訓練をするよう努めなければならない。</li> <li>・避難訓練、消火訓練は少なくとも毎月1回実施しなければならない。</li> </ul>	
健康診断	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならない。</li> <li>・児童相談所等の乳幼児については、当該施設で受けていた場合は、健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合は、児童相談所等での健康診断の結果を把握しなければならない。</li> <li>・健康診断した医師は、診断結果により、保育の提供又は入所措置を解除又は停止する手続きするよう勧告しなければならない。</li> <li>・職員の健康診断については、調理者につき、綿密な注意を払うこと。</li> </ul>	
保育時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1日につき原則8時間</li> </ul>	
保育内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所保育指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して保育を提供しなければならない。</li> </ul>	

項目	新制度基準	
	【保育所型事業所内保育事業所】 (定員20名以上のもの)	【小規模型事業所内保育事業所】 (定員19名以下のもの)
保護者との 連絡	・常に乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等について、その保護者の理解及び協力を得るよう努める。	

## 別表（小規模保育事業）

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

別表（事業所内保育事業）

階	区分	設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

(仮称) 宇都宮市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の項目 (案)

項目	新制度基準
放課後児童健全育成事業者の一般原則	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。</li> <li>・ 利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、運営を行わなければならない。</li> <li>・ 地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。</li> <li>・ 運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。</li> <li>・ 事業所の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。</li> </ul>
放課後児童健全育成事業者と非常災害対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。</li> <li>・ 訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的にこれを行わなければならない。</li> </ul>

項目	新制度基準
放課後児童健全育成事業の職員の一般的要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の支援に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。</li> </ul>
職員の知識及び技能の向上等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員は、常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</li> <li>・職員に対し、資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</li> </ul>
設備の基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下「専用区画」という。）を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</li> <li>・専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならない。</li> <li>・専用区画並びに支援の提供に必要な設備及び備品等（以下「専用区画等」という。）は、開所している時間帯を通じて専ら放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</li> <li>・専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。</li> </ul>

項目	新制度基準
職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。</li> <li>・支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員をもってこれに代えることができる。</li> <li>・支援員は、次のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①保育士の資格を有する者</li> <li>② 社会福祉士の資格を有する者</li> <li>③高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの</li> <li>④幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</li> <li>⑤大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</li> <li>⑥大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、大学院への入学が認められた者</li> <li>⑦大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</li> <li>⑧外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</li> <li>⑨高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認められたもの</li> </ul> </li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、1の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助者が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</li> </ul>



項目	新制度基準
児童を平等に取り扱う原則	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならない。</li> </ul>
虐待等の禁止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員は、利用者に対し、身体的に外傷が生じるような暴行、心理的外傷を与える言動等、利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</li> </ul>
衛生管理等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。</li> <li>・感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</li> <li>・必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。</li> </ul>
運営規程	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。               <ol style="list-style-type: none"> <li>①事業の目的及び運営の方針</li> <li>②職員の職種、員数及び職務の内容</li> <li>③開所している日及び時間</li> <li>④支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額</li> <li>⑤利用定員</li> <li>⑥通常の事業の実施地域</li> <li>⑦事業の利用に当たっての留意事項</li> <li>⑧緊急時等における対応方法</li> <li>⑨非常災害対策</li> <li>⑩虐待の防止のための措置に関する事項</li> <li>⑪その他事業の運営に関する重要事項</li> </ol> </li> </ul>

項目	新制度基準
放課後児童健全育成事業者が備える帳簿	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員，財産，収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。</li> </ul>
秘密の保持等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員は，正当な理由がなく，その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</li> <li>・職員であった者が，正当な理由がなく，その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう，必要な措置を講じなければならない。</li> </ul>
苦情への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために，苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</li> <li>・行った支援に関し，市町村から指導又は助言を受けた場合は，当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</li> <li>・社会福祉法に規定する運営適正化委員会が行う調査にできる限り協力しなければならない。</li> </ul>
開所時間及び日数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開所する時間について，次にあげる区分に応じ，それぞれ次に定める時間以上を原則として，その地方における児童の保護者の労働時間，小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して，事業所ごとに定める。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業　：　1日につき8時間</li> <li>②小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業　：　1日につき3時間</li> </ul> </li> <li>・開所する日数について，1年につき250日以上を原則として，その地方における児童の保護者の就労日数，小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して，事業所ごとに定める。</li> </ul>

項目	新制度基準
保護者との 連絡	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。</li> </ul>
関係機関 との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村，児童福祉施設，利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。</li> </ul>
事故発生時 の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は，速やかに，市町村，当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに，必要な措置を講じなければならない。</li> <li>・利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は，損害賠償を速やかに行わなければならない。</li> </ul>

(仮称) 宇都宮市保育の必要性の認定基準に関する基準を定める条例の項目 (案)

項目	新制度基準 (国の検討状況)
認定事由	<p>「保育の必要性」事由</p> <p>○ 保育の必要性の認定に係る事由について、小学校就学前子どもの保護者のいずれもが次のいずれかに該当すること。</p> <p>① 1月において、48時間から64時間までの範囲内で市町村が定める時間以上就労していること</p> <p>② 妊娠中である又は出産後間がないこと</p> <p>③ 疾病にかかり又は障害を有していること</p> <p>④ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護をしていること</p> <p>⑤ 災害復旧に当たっていること</p> <p>⑥ 求職活動をしていること</p> <p>⑦ 就学していること</p> <p>⑧ 虐待やDVのおそれがあること</p> <p>⑨ 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること</p> <p>⑩ その他上記に類するものとして市町村が定める事由に該当すること</p>